

平成25年 6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

○4番（渡辺厚子さん） 皆様、おはようございます。公明党の渡辺厚子でございます。公の場で手話でご挨拶させていただきますのは、今日が初めてです。覚えてたですので、大変緊張いたしました。

手話について、私はかねてから関心を持ってはおりましたけれども、実際に勉強しようと思いはじめたのは、今年に入ってからです。それには、きっかけとなったある出来事があります。昨年12月の衆議院議員選挙の期間中に、木更津駅西口において、我が公明党の比例区候補者の街頭演説会が行われました。私は、その司会進行の担当でしたので、千葉県聴覚障害者協会からお越しいただいた手話通訳の方や候補者の紹介をただけなのですが、終了後、片づけをしていたときに、一人のご婦人が私のもとに駆け寄ってきました。その方は、私の手をぎゅっと握りながら、「今日は手話通訳をつけてくれて本当にありがとう。街頭演説で手話通訳がいてくれたのは初めてなんです。本当にうれしかった」とおっしゃったのです。私は、そのご婦人が何とか思いを伝えたい一心で、関係者に駆け寄ってこられたのだと感じ、ただただこちらこそここにお越しいただいたことに感謝したいという気持ちで、お礼を述べました。それ以来、手話通訳があるかないかで、情報量に大きな差がある人たちのことを勉強するようになり、考えるようになり、少しずつ手話の勉強をしております。

そこで、今回は、配慮ある行政対応の向上のためにという大綱で、聴覚に障害のある方への配慮や、災害時における配慮に焦点を絞って、質問と提案をさせていただきます。

中項目1点目は、聴覚障害者への配慮についてです。

去る4月26日に政府から提出され、既に衆議院を通過しました、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案、通称障害者差別解消法案は、多くの障害者や関係者から今国会での成立が求められています。私ども公明党は、この差別解消法制定を重点政策に盛り込み、山口代表自ら国会で実現を訴えるなど、一貫して推進してまいりました。この法案の施行によって、我が国がまだ締結できていない、国連障害者権利条約の批准のための環境が整うことになると言われております。

千葉県におきましては、いわゆる障害者条例としては、全国に先駆けて、平成18年に、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例が制定されております。その第3条、基本理念の中に、「障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない」とありますが、聴覚障害というのは、外見ではなかなかわかりづらい障害であるために、理解されにくく、当事者は日常のさまざまな場面で誤解を招くこともあるそうです。

木更津市においては、聴覚に障害のある人が約300人おられると聞いています。

そこで、小項目1点目として、本市における支援事業について、その内容と利用状況をお聞かせください。

小項目2点目は、議会傍聴の手話通訳者派遣についてお伺いします。

実は、私は、今議会からインターネット中継が開始されるに当たって、録画画面に字幕を入れることができたらいいのになと思っておりました。しかし、議会事務局の方に調べていただいたところ、予想以上に費用がかかることがわかりました。それならば、聴覚障害者の議会傍聴のために、手話通訳者の派遣申請を受け付けている自治体がありますので、本市でも実施できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、小項目3点目、救急搬送時の指さしカードの活用について。

本市では、聴覚や言語に障害があり、会話による119番通報が困難な方のために、ファックスによる通報ができるようになっていました。また、この4月からは、事前に登録しておけば、メールによる通報もできるようになり、会話が困難な人にとって、緊急時の通報がしやすくなりました。

こちらは、先ほどお話ししましたファックスの用紙でございます。3月の広報きさらづで、そのご案内はしてありましたけれども、私も、どういったものなのかというのを見るのは、ここ2週間ぐらい前に改めてホームページから出して知りました。火事の場合、またはこちらの救急の場合ということで、チェックをすればいいようになっております。また、こちらには事前に自分の住所等を書いておけば、すぐにここだけを記入して送れるようになっております。これは大変助かるなというふうに思っておりますが、これを持っていないといけませんので、なるべく多くの方に、実際これを利用する必要がないことが望ましいんですけども、いざというときのためのファックスですので、多くの方に周知しておいた方がいいかなというふうに思っております。

そこで、今回、私は、緊急搬送時において、より迅速な対応ができるように、通称指さしカードというツールの活用を提案したいと思います。既に活用している自治体もありまして、会話カードやコミュニケーション支援ボードなど、名称はさまざまですが、聞こえなくても、声が出せなくても、質問項目に対して指で指し示したり、うなづくことで、基本情報が伝わるようになっていきます。聴覚や言語に障害がある人だけでなく、聞こえが悪くなった高齢の方や、外国人の方にも対応できるため、便利なツールだと思います。

こちらは、ご覧になれますでしょうか、東京消防庁で利用しているコミュニケーション支援ボードになります。「はい」とか「いいえ」のところをチェックするのもありますし、こういった部位が漫画というかイラストで書かれているので、救急隊員の方もこれを利用することによって、意思疎通がより図られているというふうに聞いております。私は、本市においても、このようなカードをすべての救急車両に備えておくことで、よりスムーズな救急搬

送ができるようになると思いますが、いかがお考えでしょうか。

続きまして、中項目2、地域防災計画の見直しに当たって、小項目2点についてお伺いします。

まず、防災会議の女性委員登用について。

私が、昨年3月議会でこの件について質問をした際に、女性の視点を活かした防災計画の策定のために、防災会議の女性委員の登用を検討するとのご答弁をいただきました。防災会議委員に関しては、条例では、35人以内と定められていますので、以前は31人でしたから、私は、女性委員は3人ぐらいになるのかなと、勝手に思っておりました。しかし、この春登用された女性委員はお1人でした。これまでは委員全員が男性だったことからすれば、女性が一人でも加わったということは評価できていると思っています。しかしながら、今月の広報きさらづを見ましたところ、6月23日から29日が男女共同参画週間であり、そのキャッチフレーズが、「紅一点じゃ足りない」と掲載されていました。

さて、今回、女性委員を1人に決めた理由をお聞かせください。

最後に、避難対策における配慮についてお伺いします。

地域防災計画の見直しは、言うまでもなく、国や県の防災計画に準じて検討が行われるわけですが、各自治体の特性を考慮した独自の内容も盛り込まれるものと思います。とりわけ、避難対策では、地形や人口分布など、地域によって異なる事情を加味した計画が望まれると考えます。

そこで、避難所運営や災害時要援護者の支援など、きめ細かな配慮が必要となる事項について、より良い計画に見直すために、どのように進めていくお考えでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○福祉部長（竹内喜久夫君） 私からは、大綱1、配慮ある行政対応の向上のためにの中項目1、聴覚障害者への配慮についてのうち、本市における支援事業についてと、議会傍聴の手話通訳者派遣についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目、本市における支援事業についてのお尋ねでございますが、議員ご承知のとおり、聴覚に障害がある方は、大きな声ならば何とか聞こえる、もしくは補聴器をつければ聞こえる、あるいは全く聞こえないなど、その人によって聞こえ方が異なります。身体障害者手帳を所持しており、補聴器をつければ聞こえる方につきましては、その人に最も合う補聴器を、千葉県障害者相談センターの言語聴覚士の適合判定を経て、補装具として交付しております。耳がご不自由な方のうち、手話ができる方につきましては、ご本人からの申請により、市から千葉県聴覚障害者センターに、手話通訳者の派遣依頼を行い、コミュニケーション支援を行っております。このコミュニケーション支援は、医療機関への通院、学校の行事参加、官公庁での手続などのため、手話通訳者を無料で派遣し、聴覚障害者の自立と社会参

加の促進を図るために、行っているものでございます。ちなみに平成 24 年度は、聴覚障害者延べ 179 人と 22 団体から、合計 201 件の手話通訳者派遣依頼がございました。

また、障害当事者でもある聴覚障害者相談員を、ピアカウンセラーとして障害福祉課に配属し、聴覚障害者が抱えている問題などについての各種相談・支援を行っております。今後も、安心・安全な日常生活を営むため、補聴器の交付や手話通訳、要約筆記などの情報獲得手段を保障し、聴覚障害者の福祉向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、議会傍聴の手話通訳者派遣についてでございますが、聴覚障害者から市に対し、議会を傍聴するため、手話通訳者の派遣依頼があった場合につきましては、当該目的のために手話通訳者を派遣することは可能ではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○消防長（篠田清隆君） 私からは、大綱 1、中項目 1 についてお答えいたします。

救急搬送時の指さしカードの活用についてでございますが、聴覚に障害のある方への本市の救急隊の直接的な対応につきましては、筆談による聞き取りや、身ぶり手ぶりなどによって、症状の聴取や観察の対応をしてまいりました。しかしながら、当市における救急出動件数は年々上昇の一途をたどり、その中で聴覚や言語に障害のある方など、会話によるコミュニケーションがとれない場合に、会話以外の方法でコミュニケーションをとることは、聴覚に障害のある傷病者と救急隊員との間で円滑な意思疎通を図り、的確で迅速な情報収集の観点から、必要なことでございます。聴覚に障害のある方の視点では、けがや病気で苦しいときの筆談は負担であり、筆談での複雑な質問は理解することが大変でございます。また、何より、これからどんな処置が行われ、どこの病院に行くのか、情報がつかめず、自分の訴えがうまく伝わったのかどうかもわからないことが、非常に不安に感じることでございます。

議員ご質問の指さしカードは、先ほどのご質問の中でもございましたが、言葉や文字で意思を伝えることが困難な方が、それにかわる意思疎通を図るためのもので、絵や簡単な単語、文字に、指をさすことで傷病者が訴えたい症状等について、把握することができるものでございます。また、外国語で表記することによりまして、言語の異なる外国の方にも使用できるもので、意思疎通を図る上では有効性は非常に高いものと認識しております。そのことから、各種カードや先進地の例を参考にしながら、救急隊の生の声を十分に聞き、多様な症状で救急要請される方々に対応できるよう、指さしカードについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務部長（大野修治君） 私からは、大綱 1、中項目 2 の、地域防災計画の見直しにあたってについて、お答えいたします。

まず、防災会議の女性委員登用についてでございますが、国におきましては、平成 24 年の災害対策基本法の改定及びその運用によりまして、都道府県に対し、防災会議委員への男女共同参画の推進と防災計画の見直しに係る女性の参画の拡大について、通知しているところでございます。

本市におきましても、こうした流れを受けまして、防災計画の見直し等にあたっては、女性の立場からの意見を反映できるよう、議員からもご質問をいただきましたが、平成 25 年 3 月に、女性が代表者となっております木更津市赤十字奉仕団委員長に対しまして、木更津市防災会議委員として委嘱を行ったところでございます。この防災会議委員は、木更津市防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により、主に防災活動に関係する行政機関等の長や本市各部の長などに委嘱しておりますことから、これまで女性委員はおりませんでした。今後は 35 名の定員の中で、議員が言われるように紅一点とならないよう、女性委員の登用につきまして、努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

続きまして、避難対策における配慮についてでございますが、昨年度改定された千葉県の地域防災計画の見直し重点項目として、災害時要援護者等の対策の推進が盛り込まれたところでございます。その中で、東日本大震災を踏まえ、高齢者、障害者、または外国人などの災害時要援護者や女性に配慮した対策を推進することがうたわれておりますことから、これを受けまして、今年度見直しを行う本市の地域防災計画におきまして、議員ご指摘の地域の実情等も考慮し、きめ細やかな災害時要援護者の支援や避難所運営等につきましては、関係機関等のご意見を十分伺いながら、計画の中に反映させてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○4 番（渡辺厚子さん） ご答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

初めに、聴覚障害者への配慮についてですが、本市の支援事業についてのお話をいただきました。コミュニケーション支援費として、120 万円ぐらいが平成 23 年度決算で出ていたかと思えますけれども、主にこういう手話通訳者の派遣等で利用されているということで、活用されている状況がわかりました。それで、1 点確認したいのが、市が主催したり、いろいろな課でいろんな行事といいますか、講演会とか式典があったかと思えますけれども、そういう講演会などを開催する際に、手話通訳者だとか要約筆記者の派遣は、そういう会の場合はどの程度実施されているか、おわかりでしょうか。

○福祉部長（竹内喜久夫君） 平成 24 年度の市主催事業の一例といたしましては、市制施行 70 周年記念式典が、昨年 11 月に、木更津市民会館で挙行されました。その際には、千葉県聴覚障害者センターに手話通訳者の派遣を依頼し、聴覚障害者に配慮した行事をとり行っ

たところでございます。また、市の主催ばかりでなく、団体主催の講演会などの開催のため、障害福祉課を通して依頼した手話通訳者、要約筆記者を派遣した団体数は、平成 24 年度で 22 件でございました。

なお、事業の担当課から直接、千葉県聴覚障害者センターに派遣依頼をしたケースも幾つかあるというふうに聞いております。

今後もノーマライゼーションの理念に基づき、障害者に配慮した事業を推進してまいりたいと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） 私も昨年度、またその前もいろいろな行事というか、講演会に参加させていただいたんですが、手話通訳者とか要約筆記者をお見かけしない会議も随分あったかなというふうに記憶しております。それは福祉部経由ではなく、各課で独自に催しているものというのがあるのかなというふうに思っているんですけども、できることであれば、不特定多数の参加を呼びかけるような会議は、可能な限り派遣してほしいなというふうに思っております。また、定員があるときは、チラシとか広報で案内をする段階で、事前にそういう派遣の希望があるかないかをとって、やるというのも、大事かなというふうに思っております。もしかしたら、私も知らない会でそういうことがされているかもしれないんですけども、そうでない会も多いかなというふうに思っております。手話通訳者の派遣の費用と言いますか、1時間3,000円でまた別途交通費は実費でかかりますけれども、要約筆記の場合は2,200円ぐらいだということですので、30分で交替するというようなこともありますから、複数の方にお越しいただくということもあると思うんですけども、なるべくいろいろな方が自由に参加できる会の場合は、ぜひともそういう多少の予算を、そのイベントといえますか、の中から捻出しなければならないかもしれないんですけども、それはいろんな課で催されるたびに出せないかもしれないんですけども、そういう心配りをしていただきたいなというふうに思っております。

次に、もう一つ、第2次新きさらづ障害者プランにおきましては、相談体制の充実ということについて、さまざま記載がございます。そこで、ここは平成26年度までのプランということなんですけれども、手話通訳云々のことも検討していきたいということを書いてございますが、聴覚障害者への配慮としては、今後どのような進展が期待できるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉部長（竹内喜久夫君） 障害のある人やその家族が抱えるさまざまな問題についての相談体制を整えることは、地域生活を支援する上で重要であることから、第2次新きさらづ障害者プランに基づき、窓口サービスの充実と周知、総合的な相談ネットワークの構築、聴覚障害者相談員活動の充実と周知などの主要施策を推進し、障害のある人のニーズに即した

支援体制を構築してまいります。

具体的な聴覚障害者への配慮といたしましては、市のホームページに手話ワンポイントレッスンを掲載し、健聴者に聴覚障害者への理解を深めていただくため、簡単に役立つ手話を紹介してまいりたいと考えております。

○4番（渡辺厚子さん） 具体的なことというふうになると、先ほど最後にお話しいただいたホームページでの手話ワンポイントレッスンで理解を深めると、これは私もどこか北陸の方の自治体でそういうホームページに手話が簡単に学べるようなページがあったのを記憶しているんですけども、それはぜひ取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、実際、相談体制の充実ということにつきましては、市役所にお越しいただく聴覚障害のある方が、どのような配慮を求めているかということがキーになるかなと思うんですけども、自分は、先ほど言ったようにちょっと手話の勉強をし始めたばかりなんですけど、手話の講習会だとかサークルなんかに行きますと、当事者の方々からはやはり市役所への手話通訳者の配置を望む声がよく聞かれます。相談体制の充実というのは、福祉部だけのことではありませんので、市民部であったり、さまざま全庁的な課題だというふうに思っております。情報のバリアフリー化といいますか、そういう点もそうですし、差別解消という観点からも、どこまで合理的配慮として対応できるのかというのが、問題かと思いますが、この件につきましては、本当に全庁的にしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

次に、議会傍聴の手話通訳者の派遣なんですけど、先ほど福祉部長の方から可能だろうとの答弁をいただいたんですが、既に実施している自治体でも、議会事務局が申請を受け付けているんですね。手続の面なども含めて、関係部署がぜひとも協議をしていただきながら、なるべく早く進めていただきたいと思います。私も、この質問をするに当たって、船橋市だとか、佐倉市だとか、問い合わせをしたんですが、実際に年に何人も希望されるわけではないようなんですが、傍聴席のすぐそばで手話通訳をしてくださるということですので、佐倉市におきましては、ホームページに傍聴のご案内が、議会事務局のページにあるんですが、そこに手話通訳者による本会議の傍聴ができますという言葉の後にびっくりマークが2つ並んでいるんですね。なので、すごくやってるよという力強いものを感じたんですけども、実際に利用はどの程度あるかわからないんですが、そういう機会が持てるのであれば、どんどん聴覚障害のある方にも参加していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、緊急搬送時の指さしカードの活用についてお伺いします。

先ほどのご答弁をお聞きしますと、指さしカードのようなものを採用する方向であると、私は受けとめたんですけども、それでいいのか。いつ頃具体化されるものなのか、お聞きしたいんですけども。

○消防長（篠田清隆君） 採用についてはやっていく方向でいきたいと思います。今後、カードの内容につきまして、検討いたしますので、遅くとも今年の9月頃までには設置できるものと考えております。

以上です。

○4番（渡辺厚子さん） 9月頃にはできるかもしれないということで、費用も大してかからないと思いますので、いいものができることを期待しております。救急隊員にとっても使いやすいものができますよう、お話を伺いながら、実現化していってください。よろしくお願いいたします。

次に、防災会議の女性委員の登用についてなんですけれども、先ほど総務部長が紅一点にはしないよというふうにおっしゃっていただいたので、今後、増えるということは、今年度中に計画を見直すことになっている、この防災会議に間に合うようにというか、それに参加できるように新たに加わっていただくことができるんでしょうか。

○総務部長（大野修治君） お答えいたします。

この地域防災計画の見直しというのは、現在、これから第1回の会議を予定しておりますが、ここに女性の意見を反映させるというのは、大変重要なことであると考えております。今年度8月ぐらいを今予定しておりますが、この防災会議、ここにおきまして新たな女性委員の委嘱が行えるように、人選を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○4番（渡辺厚子さん） 増やしていただけるということなんです、スケジュール的には非常にタイトなのかなというふうに思いますので、その辺は男女共同参画の課と相談するんでしょうか。適材適所ですばらしい方に加わっていただくようお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難対策における配慮の件なんですけれども、例えば避難所のように、大勢の人が限られたスペースを共有する場合は、お互いに我慢をしなければいけないというか、譲り合うというか、当然そうなるわけなんですけれども、日本人は本当に震災のときでもさまざまないろいろな配給物についても、きちっと整列していたり、お互い助け合っってということで、諸外国からも賞賛されるような、そういう国民の風土といいますか、そういう気質はいいことだとは思いますが、例えば妊婦であるだとか、お子さんが生まれたばかりとか、年齢的には比較的若い方で、表面的にはわからない方は、若いからということで、どちらかという我慢をたくさん強いられるということがあられるようなんです。ですので、また先ほども言いましたけれども、聴覚に障害のある方は、情報面では本当に音の情報が得られませんので、視覚でちゃんと示していただかないと、さまざまなことがわからないとい

うのが現状ですので、防災計画の見直しに当たっては、関係部署や関係機関の意見を伺いながらやっていただくということですが、これは私は質問といいますか、ここについては要望といいますか、お願いになりますが、特に避難所運営について、声なき声に耳を澄ますような、そういう思いで、できれば各部の女性職員であるだとか、福祉事業に携わっておられる方の意見も吸収しながら、時間はないかもしれないんですけども、防災計画に盛り込んでいただきたいなというふうに思っております。

今日は私、配慮、配慮ということで質問をさせていただきましたけれども、相手のことをおもんぱかってということで、特に少数の方というか、大勢の本当に目にする方のことは配慮しやすいかもしれないんですけども、なかなか表には出てこない、いろいろな大変な思いをされている方たちには、やはりきちとした計画がベースにあることによって、みんなが配慮できるようになっていくかと思っておりますので、防災計画はとことん細かいところまで決めるというよりは、本当にベースになる、全市的に共通の、またそれぞれ対策の班が分かれていますので、それぞれの分掌を明確化するというのがメインかなというふうに思っておりますけれども、その中におきましても、形ができたというだけではなくて、木更津市はここまで配慮が行き届いているんだなという、そういうのが伝わってくるような、防災計画にしていきたいということをお願いしまして、今日の私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。